

貧困・失業の対抗軸へ日韓「働く人」同士が結ぶ協定

4月、日本労協連代表らが韓国労協連創立総会へ参加、朴元淳ソウル市長訪問、7月、ソウル市で映画「ワーカース」上映、11月17、19日は「グローバル社会的経済フォーラム」創立大会への出席、22日、全国協同集会in九州・沖縄で、韓国地域自活センター協会と日本労協連による「包括的協同協定」が締結。日本のワーカースの現場への視察団も増えており、韓国との交流が深まっています。韓国地域自活センター協会の呉湘雲会長からお礼のメッセージが届きました。

自活センター会長からメッセージ

11月25日、韓国地域自活センター協会、地域自活センター協会、自活センター協会は、の呉湘雲会長から日本労協連へお礼のメッセージが届きました。協定締結を「両国が直面している貧困と雇用問題を解決するきつかけになることを期待している」と発表しました。

12月2日には、韓国学、最終的に解決に向かっています。経済活動の価値と哲学、最終的に解決に向かっています。日本労協連



呉湘雲会長

「包括的協同協定」が希望生む

日韓連携Q&A 岡安喜三郎労協連副理事長に聞く

連携が深まる中、私たちが韓国の人々と共に目指すものは何かを考えると、岡安喜三郎日本労協連副理事長に聞きました。



岡安喜三郎さん
日本労協連副理事長

Q1 協同集会で日本労協連と「包括的協同協定」を結んだ韓国地域自活センター協会や地域自活センターとはどのような団体ですか？

韓国には日本の生活保護法に相当する国民基礎生活保障法があり、この法律をもとに運営されているのが、地域自活センターです。現在247カ所があり、市民運動団体や社会福祉法人、宗教団体、大学などが、国からの委託



協同集会には京畿地域自活センター協会、同地域自活企業、韓国労協連、ソウル地域自活センター等から66人が参加。福岡高齢協「けいちく」、LOCAL & DESIGN 株式会社、おおき循環センター「くるるん」、ワーカースコープ・タクシー福岡などを視察した。大交流会では、韓国民主化運動におけるプロテスト・ソング「君のための行進曲」を合唱（写真）。

Q2 韓国では、2012年12月に協同組合基本法が施行されましたね。その背景を教えてください。

韓国の協同組合法制では日本と同様、協同労働の根拠法がありませんでしたが、2011年12月29日に協同組合基本法が成立しました。法律のポイントは、5人集まれば準則主義（要件を満たしていれば、行政機関の許可なく法人格が付与される）によってどんな協同組合も設立・登記できることです。

協同組合を「就労の場の拡充と雇用の安定に寄与し」、「社会の二極化と貧富格差など社会対立の要因を解消」する、新たな経済主体と位置づけています（与野党合同提案文より）。

「協同労働の協同組合」法の成立を目指している日本と、同様の社会的背景から生まれていることがわかります。この法律は「私たちの社会に必要な

多様な協同組合の設立を活性化しようとするもの」であり、「自主、自立、自治的な協同組合活動を促進することにより、社会統合と国民経済の均衡ある発展に寄与しようとするもの」です（同上）。

この法律が施行された後の2年間で、約250の労働者協同組合が結成されています（企画財政部集計）。もし日本だったら、どのくらいの協同組合が結成されるでしょうか。

Q3 2014年4月、韓国労協連が創立されました。韓国でのワーカースコープは、どのような目的で、いつからできたのでしょうか？そして現在どのくらいの規模で、どのような活動をしていますか？

韓国労働者協同組合連合会（韓国労協連）は、今年の4月19日に正会員6組合、予備会員9組合、準会員7組合

韓国地域自活センター協会と日本労働者協同組合（ワーカースコープ）連合会による包括的協同に関する協定書

はじめに

1 失業・貧困・就労に関する日韓両国の政策・制度の展開と課題

2 失業・貧困・就労に関する政策・制度に対して、市民・働く者は、どのような役割が求められているか

3 協同労働と「よい仕事」の社会的意味、価値は何か

4 包括的協同協定の締結にあたって

5 具体的な提携事項

第1条（目的）

本協定は、両組織間の

協同が必要であること

を認識し、両組織の円滑な業務遂行のために、次のような具体的な提携協定を締結する。

第1条（目的）

本協定は、両組織間の

協同が必要であること

を認識し、両組織の円滑な業務遂行のために、次のような具体的な提携協定を締結する。

で発足しました。正会員は2012年施行の協同組合基本法で設立された労働者協同組合で構成されています。政府集計の数よりまだまだ少ないのが現状です。

韓国労働運動は、民主化運動が高揚する中の1987年、就労創出を目的に生まれ、1995年には自活企業を除き、縫製など11カ所に470人の組合員が就労していました。当時は日本と同様、協同組合法体系が不備で、労働協同組合のほかに、株式会社、有限会社などで運営していました。

2003年、最初の「韓国労働者協同組合連合会」が労働者協会によって結成されました。2007年、社会的企業育成法の施行に伴い、法人としての社会的企業を巻き込むために「韓国企業連合会」に改組しました。

そして今回、協同組合基本法に基づく新たな連合会が結成されたのです。なお、CICOPA(世界労働連)には最初の労働連時代から継続して会員となっています。

Q4 いま、韓国から多くの視察団がワーカーズコップの現場を訪れています。どのような団体の人々が、どのような目的を持って来られているのでしょうか？

韓国からの研修団の多くは、地域自活センターを核とする自活事業グループと労働者協同組合グループですが、そのほかに地方行政の担当者、YWCA(キリスト教の女性団体、国際NGO)などで福祉事業を行っている人たちです。労働が行っている福祉事業や諸事業、労働形態に関心を持って来られます。

とくに、「労働者による運営」は世界的な関心事でもあって、韓国の人もさまざまな資料(書籍・インターネットなど)で勉強・研究をしています。ヨロバは遠すぎるが、日本には補助金

を受けずに30年以上の歴史を持った労働運動がある、ということから日本の現場を視察に来ています。幹部だけではなく、現場の人たちがたくさん見えています。

2012年の国際協同組合年(IYC)の切りから、地域自活センターグループを中心に「協同労働」という働き方への関心が高まっています。

Q5 日韓両国において、「失業と貧困」「格差の拡大」「不安定就労」などの社会的危機が深まる中で、今回の協同協定が結ばれました。ポイントを教えて下さい。

日本と韓国は、隣国であるとともに、さまざまな社会問題に共通するところがあります。全国協同集会で講演された姜尚中さんは、90年代から「グローバル化が叫ばれ、社会が病んできた」と指摘するとともに、原発事故やセウオル号沈没事故を例に挙げながら「日本と韓国は合わせ鏡のように『危機の時代』を国民に露呈することに

なった」と述べました。しかし、日韓の政府間関係は歴史問題、領土問題などが克服できず最悪の事態になっています。そういう中で、「いまも、日韓政府間においては激しい対立と矛盾が深まっているが、市民レベルにおいて友好連帯の精神のもと日韓の両組織が協定の締結を迎えることができたことは大変喜ばしいこと」(協定書はじめに)というのがこの協定の立脚点です。

具体的には提携事項第2条の通りの取り組みをしていきます。

Q6 地域自活センターと日本労働連の関係は、いつから、どのように始まったのですか？

日本と韓国の失業・貧困克服運動の交流は1996年に始まり、1997年5月に日本労働連永戸祐三理事長と

聖公会ソウル教区分かち合いの家金弘一院長とで「共同宣言」を行いました(労働新聞1997年5月25日号)。折しもIMF通貨危機によって韓国では失業率10%以上となる直前でした。

分かち合いの家は韓国の労働運動の窓口としての性格をもっており、縫製や建設、ビルメンなどの労働者が聖公会の支援で立ち上がる際、日本の経験を生かして立ち上げた金弘一さんは報告しています。同時に、当時は「自活共同体」(自活企業の旧名称)の活動も始まっていました。

2000年12月に、ソウルの聖公会大学で開催された「貧困と失業克服のための国際フォーラム」に日本から4人参加し、当時の菅野正純協同総研主任研究員が報告しました(協定の発見「104号2001.2」)。この時は、労働と、労働組織をめざす自活共同体は特に区別なく、一緒に活動していた印象です。

Q7 全国協同集会では、朴元淳ソウル市長が連帯のビデオメッセージを送ってくださいました。市長はどのような方なのでしょう？ また、市長は、どのように連帯していくことを期待されているのでしょうか？

ソウル特別市の市長朴元淳さんは、韓国市民運動のリーダーで、市長になる前の2000年の韓国総選挙で腐敗政治家など不適格な候補者に対する「落選運動」を主導したことで有名です。市民派・行動派弁護士といわれています。

今年の4月に永戸理事長などと訪問した時、市長室の傾いた本棚や壁一面に貼られた市民の手紙に目を引かれました。傾いた本棚は「私が市長になった後に、市長室の片隅に傾いた本棚を作り、その隙間を埋める市長になると肝に銘じて、私を受け入れることができるよう努力してきました」(ブログ

から)とのこと。一味違う市長です。7月、ソウル市は協同組合週間(協同組合基本法で規定)の一環として映画「ワーカーズ」(韓国語版)の上映を主催し、市長は当日会場に向いてくれました(労働新聞2014年7月15日号)。

このようにソウル市長は労働者協同組合運動に高い関心を持たれ、韓国の労働者協同組合が日本の労働者と学び合うこと、市民同士の交流は「大変重要なこと」(4月訪問時)と強調していました。

Q8 2014年11月、「グローバル社会的経済フォーラム」の創立大会が行われ、日本労働連からも約50人が参加しました。このフォーラムの目的は何ですか？ また、私たちのほかに、世界や日本から、どのような人たちが出席したのですか？

グローバル社会的経済フォーラム(略称GSEF)とは組織名称です。朴ソウル市長がフォーラム開催を呼びかけ、今年、組織化しました。その目的は、「全地球的な危機と地域問題の解決を追求するために、全世界の社会的経済の先進都市及び民間組織の協力と連帯の場」づくり(提案書より)です。

したがって、このフォーラムの構成団体は社会的経済を推進しようとする各国の地方自治体と民間団体ということになります。

「社会的経済」については本来的には、「協同組合」「コミュニティ企業」、社会的企業など、そして非営利諸団体などが構成する(GSEF2013「ソウル宣言」となれます)。

しかし、もう少し根源的に言えば、担い手の違いをいってほしいところで、市場経済の主体は企業経営者です。が、社会的経済の主体は市民であるという点です。このことをはっきり示している学説はあまりありません(重要なのに)。加えて、労働者を雇うので

はなく、市民自身が共に働く仕組みが社会的経済の根幹ではないでしょうか。

11月の創立総会には、日本労働連の約50人のほか、京丹後市や川崎市、世田谷区などの首長(代理)、福祉団体、「ソウル宣言の会」など学者の方々数十人が参加しました。世界からは、スペイン・モンドラゴン協同組合、カナダ・ケベック州などからも参加しています。

Q9 日韓関係が冷え込んでいる中で、東アジアの平和を保っていくためにも、「包括的協同協定」を始めとした日韓の交流は、この先どのように展開していくのでしょうか？

前にも述べたとおり、「日韓関係」は政府間では冷え込んでいますが、市民レベルではさまざまに交流が進んでいます。今回の「包括的協同協定」は、韓国地域自活センター協会との協定ですが、韓国労働連の主要会員である「ハッピーブリッジ」(食品関係の企業が集まって結成した協同組合)と労働者協同組合との間で「業務協定」が検討されています。

韓国労働連との関係では、「協定」も想定できますが、韓国労働連と日本労働連は共にCICOPAの会員として、相互交流等により、関係を強化していきます。

これらの国際交流において大切にしたい内容は私たちの「協同労働」です。協同労働という働き方は、韓国でも親和性があるという実感が交流の中で生まれています。大きくいえば、協同労働は人々のくらしに必要不可欠な仕組みとして日韓相互で実践と研究が進んでいくと思われまます。これらは私たちが現実に行っている市民相互の平和運動の基礎になるのではないのでしょうか。

アジアのほかの国との連携の可能性も現実的です。しなればならないと思われまます。

包括的協同協定を通じて、両組織の業務を遂行するに際して、日本労働連と韓国自活協会は、お互いに互恵的な協力・協同の関係を持つことにする。

この協定書による協定期間は署名した日から5年とする。修正や終結するときは、必ず一方が6カ月以内に正式書面の形で相手方に通知する。ただし、満期前にどちらか一方が協力関係の終了を通報しない限り、自動的に1年ずつその効力が延長する。

第6条(費用負担) 業務協力のために必要な費用は、相互協定を通じて調整、分担する。

第7条(協議調整) (1)本協定書の解釈上、意見の相違があったり、追加協議事項が発生した場合には実務協議会を通じて調整する。

(2)係争事項が発生した場合、信義連帯の精神に基づき、事項の解決に向け時間をかけて双方納得できるまで話し合いを進める。

第8条(その他の事項) (1)本協定は、日本労働連と韓国自活協会の業務遂行に関連して協力することを前提とする。

(2)本協定書に言及しない事項については、両組織間で別途協議し、定めることとする。

本業務の成功裏な推進及び遂行のために両組織は最善の努力を尽くしながら、包括的協同協定が成立することを証明するため、日本語と韓国語で2部ずつ作成し、両組織が記名捺印した後、1部ずつ保管する。

第4条(合意履行) (1)両組織は、信義誠実の原則に立脚し、本件業務協定の内容を誠実に履行する。

第5条(相互信託) (1)両組織は、信義誠実の原則に立脚し、本件業務協定の内容を誠実に履行する。